

# 独立監査人の監査報告書

# 独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

独立行政法人 国際協力機構  
理事長 緒方貞子 殿

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

菅田裕之



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

鈴木裕子



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

秋山修一郎



当監査法人は、独立行政法人国際協力機構の平成23年4月1日から平成23年9月30までの第9期事業年度半期の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について中間監査を行った。

### 財務諸表等に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（以下「有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等」という。）を作成し有用な情報を提供することにある。これには、不正及び誤謬又は違法行為による重要な虚偽表示のない有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等を作成し有用な情報を表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等に対する意見を表明することにある。当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して利害関係者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬又は違法行為による有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽表示のリスク評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。なお、当監査法人が実施した中間監査は、有償資金協力勘定に係る勘定別財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

### 中間監査意見

当監査法人は上記の有償資金協力勘定に係る財産目録、勘定別貸借対照表、勘定別損益計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）が、独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、独立行政法人国際協力機構の有償資金協力勘定の財政状態及び運営状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上